

定 款

株式会社 やすらぎ
群馬県桐生市美原町4番2号

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 やすらぎ と称し、英文では、YASURAGI CO., LTDと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 不動産の賃貸、管理、売買及び斡旋
- 2 土木工事、石工事及び造園工事の請負
- 3 建設工事の企画、調査、設計、管理、施工並びにコンサルティング業務の請負
- 4 建設機器、建築資材、土木機器、土木建築資材の輸出入並びに販売
- 5 屋内外広告看板、ディスプレイ及び美術看板の企画設計並びに施工
- 6 リース業
- 7 貸金業
- 8 有価証券の保有、運用、売買及び投資業務
- 9 企業経営及び財務のコンサルティング業務
- 10 企業の合併、提携、営業権、有価証券等の譲渡に関する指導、仲介及び斡旋
- 11 損害保険代理業
- 12 各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を群馬県桐生市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。

但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行する株式総数は、60,000,000株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の1単元の株式数は100株とする。

(株式取扱規程)

第 8 条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿の作成並びに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第10条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年1月20日とする。

(招集の時期)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年4月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3

分の2以上に当る多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(参考書類等のインターネット開示)

第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

(員数)

第16条 当社に取締役10名以内を置く。

(選任)

第17条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第19条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。
取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第20条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第21条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者も含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

(社外取締役との間の責任限定契約)

第22条 当社は、会社法427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法425条第1項に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第23条 当社に監査役4名以内を置く。

(選任)

第24条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第25条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

第26条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会)

第 27 条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役 (監査役であった者も含む。) の責任を法令の限度において免除することができる。

(社外監査役との間の責任限定契約)

第 29 条 当社は、会社法 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 30 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 21 日から翌年 1 月 20 日までとする。

(剰余金の配当)

第 31 条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

前項のほか、取締役会の決議により、毎年 7 月 20 日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第 32 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 33 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

第7章 会計監査人

(会計監査人の責任免除)

第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者も含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(会計監査人との間の責任限定契約)

第35条 当社は、会社法427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法425条第1項に定める最低責任限度額とする。

附 則

平成16年7月30日より改正実施する。

平成17年4月14日より改正実施する。

平成18年4月14日より改正実施する。

平成19年4月13日より改正実施する。

平成21年4月17日より改正実施する。